

平成 26 年 4 月 10 日

オーストラリア財務省による市中協議文書「Implementation of Australia's G-20 over-the-counter derivatives commitments」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、オーストラリア財務省が本年 2 月 27 日に公表した「Implementation of Australia's G-20 over-the-counter derivatives commitments」(以下「Proposals Paper」という。)に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

<総論>

「Proposals Paper」では、各国の清算集中義務規制を踏まえつつも、代替遵守については明確化されていないよう見受けられる。

すでに、米国ドッド・フランク法等における対応を実施済の市場参加者は、これら実施済の対応スキームが、オーストラリア規制において要求される条件に適合しない場合、インフラ整備等の追加対応に多大なコストを要することとなり、オーストラリアのデリバティブ市場の流動性枯渇につながることも懸念される。

たとえば、米国ドッド・フランク法等の清算集中義務規制を遵守していることをもって、オーストラリア規制における清算集中義務の要件が満たされるようにする等、二重負担を強いられる事態は避けるべきである。

<各論>

1. 対象エンティティについて (Q3. Q4)

「Proposals Paper」では、一定の閾値以上の取引を行う金融機関を清算集中義務の対象としているが、「取引当事者双方が対象者である場合のみ」に清算集中義務が課されることを明確化していただきたい。そうしないと、本来対象者とならない取引主体であっても、清算集中する場合が生じ、そのための体制整備等の負担が発生する一方、清算集中可能な者とそうでない者の間で市場が分断され、オーストラリアのデリバティブ市場に不利益を与える可能性が存在する。また、他の領域においても清算集中義務を課していない Inter Group の取引については閾値から除外いただきたい。なお、閾値の設定については、日々アウトスタンディングが変動する中で、どの取引主体が閾値を超えているのかを明確にわかるような体制を構築していただきたい。ただし、「Proposals Paper」にある「2013 年 12 月 31 日時点」のように、一時点で区切ることは、その後の取引量の変動を捕捉できないと考えられる。

2. 対象取引について (Q2)

「円 IRS 取引」については、清算集中義務を早急に課すべきではない。「円 IRS 取引」が最も活発に取引が行われている東京市場においては、本邦規制により、本邦金融機関は、日本証券クリアリング機構 (JSCC) 以外での「円 IRS 取引」の清算集中が認められていない。仮に、「円 IRS 取引」についてオーストラリア金融機関に JSCC 以外での清算集中義務が課された場合、本邦金融機関とオーストラリア金融機関の取引は大幅に減少することが予想され、ひいては、「円 IRS 取引市場」全体の流動性低下、また市場参加者の過大なコスト負担にも繋がることから、円 IRS 取引以外の取引も含め各国当局間による同等性評価、中央清算機関の相互認証等の協議が行われるべきである。

3. 規制スケジュールについて (Q5)

対象となる取引については、各国規制において異なる対応状況にあることから、対象取引ごとに個別に Time Line を設定すべきである。特に「円 IRS 取引市場」については、各国当局間の同等性評価や中央清算機関の相互認証の協議が必要であることから、Time Line を遅らせていただきたい。

以 上